

長崎県医療福祉ものづくりネットワーク規約

(名称)

第1条 本組織は、「長崎県医療福祉ものづくりネットワーク」(以下「ネットワーク」という。)と称する。

(目的)

第2条 ネットワークは、ネットワークに所属する県内企業などの医療福祉産業における取引拡大や新規参入に向けた取り組みを支援し、本県の医療福祉産業の振興を図ることを目的とする。

(事業内容)

第3条 ネットワークは、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) 医療福祉現場のニーズなど事業創出につながる情報を提供する事業
- (2) 講演会、事業化勉強会の開催など、新事業創出に関する事業
- (3) 展示会出展支援など、取引拡大に関する事業
- (4) 会員への情報提供、会員相互の連携促進に関する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、ネットワークの目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 ネットワークの会員は、次の各号に掲げる正会員及び支援会員とする。

- (1) 正会員 第2条の目的に賛同し、医療福祉関連産業に参入している、又は、今後参入する意向を有する県内企業など
- (2) 支援会員 第2条の目的に賛同し、正会員の活動を支援する法人、団体又は個人

(事務局)

第5条 ネットワークの事務を処理するため、長崎県産業技術課に事務局を設置する。

(入会)

第6条 ネットワークに入会を希望する者は、別に定めるところにより入会申込書を提出し、事務局の確認を受けなければならない。入会における参加費は無料とする。

(退会)

第7条 協議会を退会しようとする会員は、事務局にその旨を届け出なければならない。

附 則

この規約は、平成24年12月12日から施行する。